

## 藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法第115条及び厚生労働省が定める地域支援事業実施要綱に規定する一般介護予防事業として、地域において住民主体の介護予防活動を実施している団体に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象団体)

第2条 この要綱に規定する補助金の交付は、次のいずれかの要綱に規定する事業を実施する団体とする。

- (1) 藤沢市地域の縁側（介護予防特化型）事業実施要綱
- (2) 藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業実施要綱

(補助の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとし、算定基準に応じて、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付年間実施計画表（第2号様式）
- (3) 地域の縁側（介護予防特化型）を運営する目的で賃借している会場で実施する場合は賃貸借契約書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の適否を審査し、藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) その他市長が必要であると認めるもの。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金交付の決定通知を受けた団体（以下「補助事業者」）は、事業を完了したときにあつては藤沢市地域介護予防活動支援事業完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業着手届の省略)

第7条 藤沢市補助金交付規則第5条に定められている事業着手届については、事

業の性質上省略することができるものとする。

(事業の計画変更)

第8条 補助事業者は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市地域介護予防活動支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、変更承認の可否を審査し、藤沢市地域介護予防活動支援事業計画変更承認(不承認)決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、事業計画変更承認申請した補助事業者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、当該補助対象事業の完了後とする。ただし、事業運営等に支障が出る場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、藤沢市地域の縁側(介護予防特化型)事業実施要綱第13条又は藤沢市介護予防運動自主活動団体推進事業実施要綱第12条の規定に基づき、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。また、補助金の交付後、事業を中止又は変更した場合は、補助金の全部又は一部の額を返還させるものとする。

(備付帳簿)

第12条 補助事業者は、会計帳簿その他必要な書類等を備え付け、当該補助対象事業が完了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日から、この要綱の施行の日までの間に、改正前の第6条第1項の規定により通知をした交付予定額は、改正後の第5条第1項の規定により通知をした交付額とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）地域の縁側（介護予防特化型）事業

補助対象経費	算定基準及び補助額
<p>運営費 （光熱水費、通信費、保険料、消耗品費、印刷費等） ただし、ボランティア謝礼、給与等の人件費は除く</p>	<p>1 補助額については、次のとおりとする。 運営費 日額3,000円 ×実施日数とする。  ただし、実施日数は250日を上限とする。</p>
<p>会場使用費</p>	<p>1 会場使用費補助は、運営費補助対象日のみを対象とする。</p> <p>2 補助の対象となる会場は次のとおりとする。ただし、地域の縁側（介護予防特化型）運営団体が所有する会場で実施する場合には、補助の対象外とする。 （1）自治会館・集会所等既存の施設 （2）民間等の会議室等 （3）地域の縁側（介護予防特化型）を運営する目的で長期間賃借する会場</p> <p>3 補助額は、日額5,000円を上限とし、実費の補助を行うものとする。 長期間賃借する会場使用費の日額の算出については次のとおりとし、算出した1日の会場使用費を実費とする。 ただし、1月の会場使用費として支払う補助額は月の家賃を上限とする。  月の家賃×12月÷365日＝1日の会場使用費 ※1円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにするものとする。</p>

（2）介護予防運動自主活動団体推進事業

補助対象経費	算定基準及び補助額
<p>運営費 （消耗品費、通信費、会場使用料、保険料等）</p>	<p>補助額は月間の実施回数に応じ、次のとおりとする。 （ただし、年間を通して継続的に実施をすること）</p> <p>1. 月2回以上実施の際は、月額500円を交付する。</p> <p>2. 月4回以上実施の際は、月額1,000円を交付する。</p> <p>藤沢市地域介護予防活動支援事業補助金年間実施計画表</p>

	<p>(第2号様式)に基づき、月2回以上実施予定の月を補助の対象とする。</p>
--	--